都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会 会長 松本 吉郎 (公 印 省 略)

令和6年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について(依頼)

厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の実態を明らかにするため「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)を実施しております。

この度、令和6年調査として「特別調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましては引き続き本 調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

- 1. 本会宛ての調査協力依頼文書
- 2. 毎月勤労統計調査特別調査の調査票
- 3. 毎月勤労統計調査のお願い
- 4. 毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い
- 5. 毎勤だより
- 6. 令和5年特別調査の概況
- 7. 特別調査イメージキャラクターとくちゃんのイラスト
- 8. 毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

政統発 0527 第 9 号 令和 6 年 5 月 27 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省政策統括官



令和6年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として実施する「毎月勤労統計調査」につきましては、日頃よりご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」につきましては、1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年1回(7月31日現在について)実施するものです。

都道府県の統計調査員が8月から9月にかけて事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、 事業の内容等を確認した上で調査を実施いたします。貴会会員の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしくお願いいたします。 なお、調査対象となる地域は、別添「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内の 一部地域となりますのでご参照願います。

最後に、以下のものを各1部同封いたしますのでご活用いただければ幸いです。 また、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたします ので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い」
- ・「毎勤だより」
- ・「令和5年特別調査の概況」
- ・「特別調査イメージキャラクターとくちゃんのイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 渡邉

TEL: 03-5253-1111 (内線 7631) E-mail: maikin-chosa@mhlw.go.jp

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査特別調査票





厚生労働省

									(令和	年7月分)							以内部	EAT	厚生	三労	動省
1 事業所名			******							都道府県番	調査	区	番号		事業	所一連	番号	※産	業分類番 中	号	企業規格
(電話)				****	局		番														
2 主要な生産品又は (主要なものとは、)	事業 総収	の内容 入の最	Fは何で も多い	 ですか。 もので	す。)	終新	間です	ガ日の翌日から た。)	らいつまででし 7月の最終給 から	ンたか。(6 月の け 与締切日までの 月 日ま	01 働者数	期間末 は何人	日の常	<i>か</i> 。					するす^ は、何人 んでくた		
								/, Ц	N- 9	д ца						30人上	人上 (2	3) 5 ~2	9人 (3)	1 ~	4人
常用労働者について 記入してください。	常	用労働	め者とは	、期間を	を定めす	で、又に	は1か∫	月以上の期間を	定めて雇われ	ている者をいいま	す。	は除き 主又は の家族	ます。 法人の 従業者	代表者							
1 氏名又は符号		2	/ #	3 通	勤·	4 宏佐	労働者	5 年齢	6 勤続年数	7	8	9		٠٨ . ك. ٧٠٠	~		10				
N 11 X 18 11 7				住すの	ある 入 み 別 生)	であ	るかかの別		到机平 数	出 動 日 数 (1時間で日 就業した数に 1 1 だい。 (2 だって) (2 になって) (3 になって) (4 になって) (4 になって) (5 になって) (6 になって) (7 になって) (7 になって) (7 になって) (8 に) (8 に)	1日の実労働時 間 中の働い (7月中の) では では では できます は かいま	(毎	って支持 月同じ。 - (税込 ² みます。	ように み)で、	支給さ	れる	31日ま 金 3 か 4 3 3 3 3 6 4 5 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	でに関う (ででででででででででできる。 (できる) (с) (с) (с) (с) (с) (с) (с) (с) (с) (с	日から大野又は年るスカースの一次では年の一次では年の一次では、	払われ 末の で算足 プの 発生か へみ)	た与する領不可
		男	女	通	住	家族	家族 以外	(1年未満の 捨ててくだ	端数は切り さい。	ないでください。)	ください。休憩時間は除きます。)				未満に	は四捨五	要用で みませ i入して	けん。)	支給す	る船与	- は 含
	1	1	2	1	2	1	2	裁	年	B	時間	百万	拾万	万	Ŧ		百万	拾万	万	Ŧ	百
	2	1	2	1	2	1	2				·										
	3	1	2	1	2	1	2							1							
	4	1	2	,	2	1	2														

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

l							
備	考	面接者氏名	調査票作成年 月 日	年	月	日 統 計 調査員印	

[※]印欄は記入しないでください。 この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。 この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。 この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業主の皆さまへ



毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1~4人の労働者を雇用する事業所対象

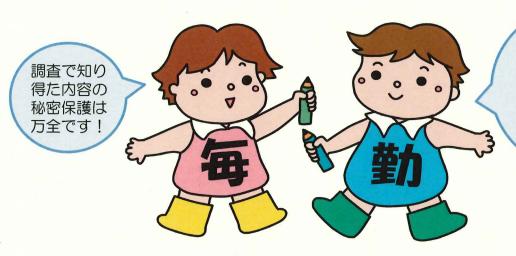
毎月勤労統計調査 特別調査 年1回(7月)実施



調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。



調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、調査へのご理解とご回答をお願いいたします。



調査の結果は、 景気の判断や、 社会保障制度を 検討するときの 資料として使わ れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 → 7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html



厚生労働省•都道府県



事業所の皆さまへ

毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い

厚生労働省都 道府 県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事がらについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは?

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査 (雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用 労働者1~4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、 小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。 なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づ く「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚牛労働省

調査区の指定

1

V

<準備のための調査>

調査区内の最新の事業所名簿を作成 (事業活動の内容、労働者数などを お尋ねします)。

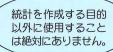


統計調查員

調査区内の常用労働者数が1~4人の全ての 事業所に対して

常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、 家族労働者であるかどうかの別、年齢、 勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、 きまって支給する現金給与額、 年間の特別給与額

について調査いたします。





厚生労働省

統計調查員

統計作成



基幹統計調査とは?

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき 承認された統計調査のことです。

調査対象になった事業所は、統計法により調査に回答しなければなりませんが、一方で 調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。 国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

厚生労働省毎月勤労統計調査担当



毎月勤労統計調査特別調査 イメージキャラクタ-「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7631、7605

(調査の企画に関すること)内線7609、7610

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。 トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 → 7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html





事業所の皆さまへ

~統計は未来を支えるおくりもの~

毎勤だより

每月勤労統計調查 特別調查

毎月勤労統計調査特別調査とは?

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査(雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用労働者1~4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、 調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられており、さら に調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

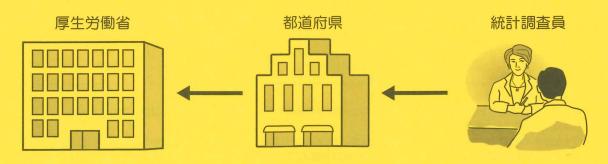
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

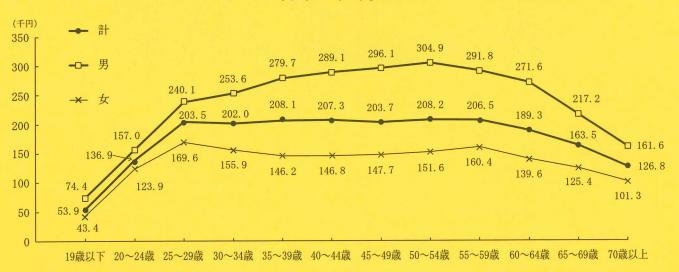
調査の流れ



● 令和5年毎月勤労統計調査特別調査の結果から●

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(令和5年7月、企業規模1~4人、調査産業計)



○きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、 出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移

(事業所規模1~4人、調査産業計)

年	きまって支給する 現金給与額 ¹⁾	特別に支払われた 現金給与額 ²⁾	通常日1日の 実労働時間 ¹⁾	出勤日数1)	勤続年数3)	短時間労働者 の割合 ³⁾
	円	円	時間	日	年	%
平成25年	190,475	201,808	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	208,488	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	216,965	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	227,206	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	227,457	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	235,684	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	247,634	6.9	19.8	12.0	30.9
⁴⁾ 2	-	-	- 1	4 P. P	-	
3	199,902	253,157	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	258,268	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	261,317	6.8	19.1	12.6	31.7

注:1)各年7月の数値である。

²⁾調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

³⁾ 各年7月末日現在の数値である。

⁴⁾ 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1~4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間

(令和5年7月、事業所規模1~4人、調査産業計)

	\$ 17.7		., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間
	円	日	時間
全国	203, 956	19. 1	6.8
北 海 道	209, 828	20.2	6. 9
青森	181, 492	20.7	7. 0
岩手	192, 930	20.0	6. 9
宮 城	223, 227	19.5	7. 2
秋 田	183, 564	20.0	6. 9
山形	189, 593	20. 4	7. 0
福島	209, 829	20. 1	7. 0
茨 城	197, 770	19. 1	6. 9
栃木	192, 886	19. 5	6. 7
群馬	205, 519	18.9	6. 9
埼 玉	224, 835	19. 5	6. 9
千 葉	206, 916	18. 3	6.8
東京	229, 557	18. 3	6. 9
神奈川	202, 215	17.9	6. 7
新潟	198, 368	20.0	6.8
富山	197, 193	19. 6	6. 7
石川	200, 274	19.9	6. 9
福井	192, 988	18. 7	6. 7
山梨	201, 700	19. 4	6.8
長 野	194, 055	19. 4	6. 9
岐阜	191, 098	19. 3	6. 6
静岡	209, 485	19. 4	6. 9
愛知	210, 105	18. 7	6. 7
三重	206, 385	19. 2	6. 7
滋賀	188, 888	18. 5	6. 7
京都	213, 552	18. 9	6. 8
大 阪	223, 577	18.5	6.8
兵 庫	183, 420	18. 1	6. 5
奈 良	185, 236	18. 4	6. 7
和歌山	197, 764	19. 1	6. 7
鳥取	185, 633	19.8	6.8
島根	191, 096	19. 2	6. 9
岡山	195, 532	19. 3	6. 9
広島	205, 745	19. 4	6. 9
山口	188, 826	18. 5	6.8
徳島	186, 443	19. 5	6. 9
香川	192, 771	19. 7	6.8
愛媛	189, 042	19. 7	6.8
高知	184, 980	19. 9	6. 9
福岡	209, 536	19. 5	7. 0
佐賀	185, 011	19. 5	6. 7
長崎	178, 336	19.8	6.8
熊本	194, 687	19. 5	7. 0
大 分	177, 841	19. 0	6. 9
宮崎	198, 357	19. 9	7.0
鹿児島	179, 787	19. 1	6.8
	174, 123	19. 4	6. 9

注:令和5年7月末日の数値である。



この調査は報告 (調査票の提出) の義務があります

っています。 の調査は、統計法という法律で基幹統計 調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数 ではありますが、調査票の提出をお願いいたし ます。



調査の内容が、他に知られたり するようなことはないのでしょう か?

りません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した 公務員です。調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。







毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

厚生労働省毎月勤労統計調査担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

T E L 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7631,7605 (調査の企画に関すること)内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 → 7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html







令和6年1月19日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 角井 伸一室 長 補 佐 前原 庸司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609,7610)

(直通電話) 03(3595)3145

一令和5年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1	副	間査の概	既要	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•		1ペーシ	>
2	糸	吉果の概	既要			•						•		•		•	•				•	•				•			3~->	>
(1)	賃金	•	•			•								•			•											3ペーシ	>/
(:	2)	労働時		と	出	勤	日	数	•				•		•			•			•	•			•	•		•	5ペーシ	>
(:	3)	雇用·		•	•		•							•	•			•					•						7ペーシ	>
3	尓	†表••																											9~-3	>

令和5年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。 (URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html)

1 調査の概要

(1)調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の 実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地 方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供すること を目的とする。

(2)調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく16大産業(「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)」)

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、令和3年経済センサス-活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3)調査の時期

令和5年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間(特別に支払われた現金給与額については、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間)の状況について、令和5年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

- ア 主要な生産品の名称又は事業の内容
- イ 企業規模
- ウ 常用労働者の数
- エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 1日の実労働時間数及び出勤日数
 - e きまって支給する現金給与額
 - f 特別に支払われた現金給与額

(5)調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により 調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6)調査系統

配布:厚生労働省一都道府県一調査員一報告者取集:報告者一調査員一都道府県一厚生労働省

(7)調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 23,742 事業所 有効回答数 20,046 事業所 有効回答率 84.4%

(8) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は 表章単位の数値から算出している。

ウ 4ページの第2図及び第2表は、企業規模1~4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めずに雇われている者
- b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額(超過勤務手当を含む。)をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者 1人当たり平均を算出している。

工 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

オ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

2 結果の概要

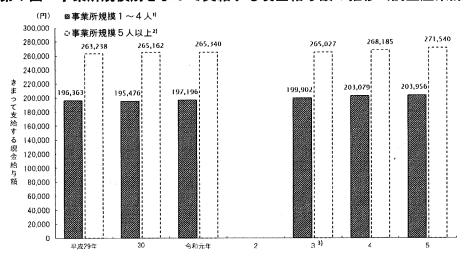
(1) 賃金

きまって支給する現金給与額

事業所規模1~4人の事業所について、令和5年7月におけるきまって支給する現金給与額は、 調査産業計が203,956円で前年比0.4%増となった。

男女別にみると、男は 276,094 円で前年比 2.2%増、女は 152,474 円で同 0.3%減となった。 主な産業についてみると、「建設業」が274,365円と最も高く、次いで「製造業」が216,905円、 「卸売業,小売業」が 209,466 円、「医療,福祉」が 191,133 円、「生活関連サービス業,娯楽業」 が 158,610円、「宿泊業,飲食サービス業」が 111,801円となった。(第1図、第1表)

事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移(調査産業計) 第1図



- 注:1) 事業所規模1~4人は各年7月の数値である。
 - 2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。

また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきまって支給する現金給与額は 262,474 円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

令和5年7月

									リカリー・フ
	杜	± #:	産業		事業所規模		(参考) 事業所規模		5人以上=100と
	i.r.	Τ.ο	庄米		1~4人	前年比	5人以上 ¹⁾	前年比 ²⁾	したときの比率
					円	%	円	%	
調	査	産	業	計	203,956	0.4	271,540	1.3	75.1
		男			276,094	2.2	340,369	1.1	81.1
		女			152,474	-0.3	196,821	2.0	77.5
建		設		業	274,365	2.0	353,082	0.3	77.7
製		造		業	216,905	0.1	316,333	1.5	68.6
卸	売 業	,	小 壳	業	209,466	2.4	243,122	0.5	86.2
宿	泊業,自	饮食	サービ	ス業	111,801	-3.4	123,444	0.5	90.6
生	舌関連サ	- Ľ.	ス業,娯	楽業	158,610	0.8	200,879	2.5	79.0
医	療	,	福	祉	191,133	-1.4	259,769	0.7	73.6

注:1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和5年7月分の結果である。 2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

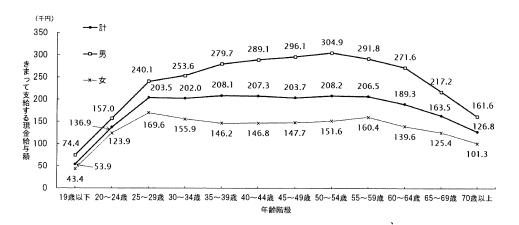
企業規模 $1\sim4$ 人の事業所における令和 5 年 7 月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は $25\sim29$ 歳まで上昇しているが、以降 $55\sim59$ 歳まではほぼ横ばいとなり、 $60\sim64$ 歳以降低下している。

男女別にみると、男は $50\sim54$ 歳まで上昇しているが、 $55\sim59$ 歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの $25\sim29$ 歳まで上昇しているが、30 歳から 59 歳まではおおむね横ばいとなり、 $60\sim64$ 歳以降低下している。(第2図)

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている(第2表)。

第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額(企業規模1~4人、調査産業計)

令和5年7月



第2表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額

,							未况悮!	<u>~ 4 人)</u>		14年	15年7月	(単位:円)
	年齢階級			*L	調査産業計		建設業	製造業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食	生活関連 サービス業,	医療, 福祉
	勤続年数陸	百枚		計	男	女	<u> </u>	l	71.76245	サービス業	娯楽業	
年	齢		計	187,704	256,471	140,937	262,946	201,833	179,996	102.424	155 271	170 163
+	19 歳	以	下	53,901	74,410		•	· ·	•	102,434	155,371	179,163
		24	歳	136,893	•	43,422	194,406	154,798	55,605	40,512	80,737	64,285
			,	'	156,965	123,896	218,920	167,308	133,148	67,314	168,114	175,084
		29	歳	203,515	240,149	169,625	261,108	229,080	190,652	120,799	192,247	207,530
		34	歳	201,962	253,598	155,939	264,335	229,203	193,600	130,592	193,180	184,256
		39	歳	208,061	279,745	146,195	276,668	247,206	207,366	129,133	170,454	178,768
		44	歳	207,284	289,050	146,781	295,486	230,627	202,355	123,329	175,476	182,439
		49	歳	203,747	296,120	147,705	305,172	227,986	189,287	125,449	158,603	179,946
		54	歳	208,246	304,891	151,581	291,884	228,400	211,474	107,828	147,037	180,514
	55 ~	59	歳	206,488	291,825	160,401	276,996	208,889	198,295	95,326	148,200	202,772
	60 ~	64	歳	189,330	271,622	139,585	251,068	220,363	175,992	91,758	136,844	178,720
	65 ~	69	歳	163,478	217,171	125,362	228,458	165,657	150,160	97,196	119,738	155,152
	70 歳	以	上	126,771	161,635	101,270	173,926	125,818	117,992	80,093	92,596	124,794
勤	続 年	数	計	187,704	256,471	140,937	262,946	201,833	179,996	102,434	155,371	179,163
	0		年	136,583	186,651	111,836	219,557	156,553	131,374	78,469	127,742	149,158
	1		年	152,262	211,930	118,492	230,860	173,476	152,995	84,310	168,909	155,616
	2		年	161,783	220,052	126,751	226,152	180,922	152,366	91,406	149,503	163,891
	3 ~	4	年	170,734	233,306	133,188	237,554	188,107	159,546	98,531	154,986	178,627
	5 ~	9	年	185,283	257,650	138,459	263,329	207,593	169,200	111,300	164,083	162,980
	10 ~	14	年	195,807	269,609	145,271	275,274	200,088	196,161	116,837	164,733	176,819
	15 ~	19	年	208,739	282,898	158,748	275,647	220,682	192,034	107,495	161,929	211,688
	20 ~	29	年	226,304	299,831	165,712	300,364	221,191	216,302	127,642	160,266	209,026
	30 年	以		200,700	258,019	149,092	254,897	196,230	180,743	131,378	130,634	211,194
平:	均年齢(歳)	50.7	50.2	51.0	50.3	54.1	52.6	47.3	47.1	48.7
平均	射 勤続年数	(年)	13.4	14.7	12.5	15.4	17.6	15.8	8.8	12.7	10.8
							/\.				·	

特別に支払われた現金給与額

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給 与額は、調査産業計が261,317円で前年比1.2%増となった。

男女別にみると、男は 382,653 円で前年比 2.8%増、女は 172,351 円で同 0.4%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が297,292円と最も高く、次いで、「卸売業、小売業」が 275, 259 円、「医療、福祉」が 256, 493 円、「製造業」が 255, 142 円、「生活関連サービス業、娯楽 業」が62,619円、「宿泊業、飲食サービス業」が38,748円となった。(第3表)

第3表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額(事業所規模1~4人)

	性・	主な	産業	13-	実 額	前年比	支給割合()	前年差
					円	%	か月分	か月分
調	査	産	業	計	261,317	1.2	1.28	0.01
		男			382,653	2.8	1.39	0.01
		女			172,351	0.4	1.13	0.01
建		設		業	297,292	-3.6	1.08	-0.07
製		造		業	255,142	15.9	1.18	0.16
卸	売 業		小 売	業	275,259	2.6	1.31	0.00
宿	白業,負	次食	サービ	ス業	38,748	11.7	0.35	0.05
生活	5関連サ	- ビ	ス業,娯	楽業	62,619	1.0	0.39	0.00
医	療	,	福	祉	256,493	-2.2	1.34	-0.01

注:令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間分の数値である。

(2) 労働時間と出勤日数

労働時間

令和5年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が 6.8 時間で前年と同水準となっ

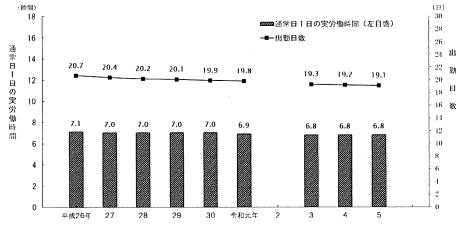
男女別にみると、男は 7.6 時間で前年より 0.1 時間増加となり、女は 6.3 時間で前年と同水準と なった。(第3図、第4表)

通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で4時間以下が14.2%、 5時間が8.7%、6時間が8.8%、7時間が17.0%、8時間が44.3%、9時間以上が7.0%となった (第5表)。

イ 出勤日数

令和5年7月における出勤日数は、調査産業計が19.1日で前年より0.1日減少となった。 男女別にみると、男は 20.8 日で前年と同水準となり、女は 17.9 日で同 0.2 日減少となった。(第 3図、第4表)

通常日1日の実労働時間及び出勤日数の推移(事業所規模1~4人、調査産業計)



注:各年7月の数値である。

ら和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、 事業所規模1~4人の出勤日数は19.3 日、通常日1日の実労働時間は6.9 時間となっている。

⁷⁹⁴⁴年42月 - 10279 17441年 - 12310年 - 13510日 - 13 対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

第4表 性・主な産業、事業所規模別通常日1日の実労働時間及び出勤日数

令和5年7月

												令和5年7月
					道	鱼 常 日 実 労 何	1 日 動 時 間	の		出勤	日 数	
	性	・主な	産業			所規模 · 4 人	事業	考) 听規模 以上 ¹⁾²⁾		所規模 · 4 人	事業所	考) 听規模 以上 ¹⁾
						前年差		前年差		前年差		前年差
					時間	時間	時間	時間	日	日	日	В
調	査	産	業	計	6.8	0.0	7.7	0.0	19.1	-0.1	18.0	-0.1
-		男			7.6	0.1	8.2	0.0	20.8	0.0	19.0	-0.1
		女			6.3	0.0	7.1	0.0	17.9	-0.2	16.9	-0.2
建		設		業	7.4	0.1	8.2	0.0	21.2	∕0.3	20.7	-0.1
製		造		業	7.0	0.0	8.3	0.0	19.6	0.2	19.5	-0.1
卸	売 業	,	小 売	業	<i>7</i> .1	0.1	7.3	0.0	19.7	-0.1	18.0	-0.3
宿	泊業,食	欠食	サービス	ス 業	5.6	-0.1	6.4	-0.1	16.9	-0.5	13.8	-0.4
生	舌関連サ・	ービ	ス業,娯き	楽業	6.8	0.0	7.3	0.0	18.8	-0.2	1 <i>7</i> .1	-0.2
医	療	,	福	祉	6.6	-0.1	7.4	0.0	18.7	-0.2	17.8	-0.1

注:1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和5年7月分の結果である。

第5表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合

(事業所規模1~4人)

令和5年7月(単位:%)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- > - - - - - - - - - - - - -				пино — 7	<u>月(単位:%)</u>
性·	主な産	業		合 計	4時間以下	5 時間	6 時間	7時間	8 時間	9 時間以上
査	産	業	計	100.0	14.2	8.7	8.8	17.0	44.3	7.0
					(0.3)	(0.1)	(0.0)	(0.2)	(-0.6)	(0.1)
	男			100.0	5.4	2.9	4.0	16.9	59.7	11.2
	女		*	100.0	20.4	12.9	12.3	17.0	33.4	4.1
	設		業	100.0	5.2	3.7	5.6	21.2	58.1	6.2
	造		業	100.0	11.9	8.0	9.0	15.9	48.6	6.6
克 業	,	小 売	業	100.0	11.2	7.8	8.7	15.2	47.9	9.2
業,飲	食サ	ービス	、業	100.0	37.8	17.2	10.9	8.2	17.9	7.9
見連 サー	・ビス	業,娯多	柴業	100.0	12.6	14.5	11.2	15.3	36.2	10.1
療	•	福	祉	100.0	18.2	8.7	10.4	15.4	42.8	4.5
	査業集サー	査	男女 設 造 業 , 小 売 業 , 飲食サービス業 , 娯き	査 産 業 計 要 男 女 設 造 水 売 業 業 業 業 業 業 集 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗	性・主な産業 合計 査 産 業 計 100.0 男 100.0 女 100.0 設 業 100.0 造 業 100.0 売 業 100.0 業, 飲食サービス業 100.0	性・主な産業 合計 4時間以下 査 産 業 計 100.0 14.2 (0.3) 男 100.0 5.4	性・主な産業 合計 4時間以下 5時間 査 産 業 計 100.0 14.2 8.7 (0.3) (0.1) 男 100.0 5.4 2.9 女 100.0 20.4 12.9 設 業 100.0 5.2 3.7 造 業 100.0 11.9 8.0 産 業 , 小 売 業 100.0 11.2 7.8 業, 飲食サービス業 100.0 37.8 17.2 関連サービス業, 娯楽業 100.0 12.6 14.5	性・主な産業 合計 4時間以下 5時間 6時間 査 産 業 計 100.0 14.2 8.7 8.8 (0.3) (0.1) (0.0) 男 100.0 5.4 2.9 4.0 女 100.0 20.4 12.9 12.3 設 業 100.0 5.2 3.7 5.6 造 業 100.0 11.9 8.0 9.0 意 業 , 小 売 業 100.0 11.2 7.8 8.7 業, 飲食サービス業 100.0 37.8 17.2 10.9 関連サービス業, 娯楽業 100.0 12.6 14.5 11.2	性・主な産業 合計 4時間以下 5時間 6時間 7時間 査 産 業 計 100.0 14.2 8.7 8.8 17.0 (0.3) (0.1) (0.0) (0.2) 男 100.0 5.4 2.9 4.0 16.9 女 100.0 20.4 12.9 12.3 17.0 設 業 100.0 5.2 3.7 5.6 21.2 造 業 100.0 11.9 8.0 9.0 15.9 意 業 , 小 売 業 100.0 11.2 7.8 8.7 15.2 業,飲食サービス業 100.0 37.8 17.2 10.9 8.2 関連サービス業,娯楽業 100.0 12.6 14.5 11.2 15.3	性・主な産業 合計 4時間以下 5時間 6時間 7時間 8時間 査 産 業 計 100.0 14.2 8.7 8.8 17.0 44.3 (0.3) (0.1) (0.0) (0.2) (-0.6) 男 100.0 5.4 2.9 4.0 16.9 59.7 女 100.0 20.4 12.9 12.3 17.0 33.4 設 業 100.0 5.2 3.7 5.6 21.2 58.1 造 業 100.0 11.9 8.0 9.0 15.9 48.6 意 業 , 小 売 業 100.0 11.2 7.8 8.7 15.2 47.9 業,飲食サービス業 100.0 37.8 17.2 10.9 8.2 17.9 引連サービス業,娯楽業 100.0 12.6 14.5 11.2 15.3 36.2

注:()内は前年差(ポイント)である。

²⁾ 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

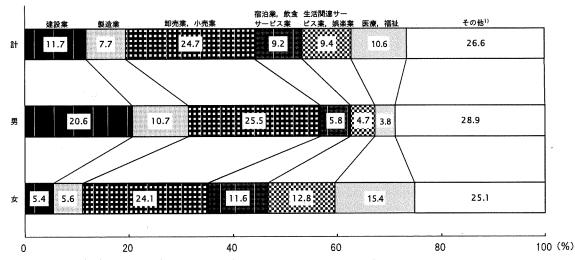
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和5年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業, 小売業」が24.7%と最も高く、次いで「建設業」が11.7%、「医療, 福祉」が10.6%、「生活関連サービス業, 娯楽業」が9.4%、「宿泊業, 飲食サービス業」が9.2%、「製造業」が7.7%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が58.4%で前年より1.1ポイント上昇となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療、福祉」が85.0%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が79.1%、「宿泊業、飲食サービス業」が73.7%、「卸売業、小売業」が57.0%、「製造業」が42.5%、「建設業」が26.8%となった。(第4図、第6表)

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合 (事業所規模1~4人)

令和5年7月末日現在



注:1)「その他」とは、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「教育,学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。

第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

(事業所規模1~4人)

令和5年7月末日現在

					(ナベバル			1-16	0千7万水口机正
	産業				計	男	女	女性労働	者の割合 ²⁾
									前年差
					%	%	%	%	ポイント
譋	査	産	業	計	100.0	100.0	100.0	58.4	1.1
建		設		業	11.7	20.6	5.4	26.8	0.1
製		造		業	7.7	10.7	5.6	42.5	0.8
卸	売 業	,	小 责	5 業	24.7	25.5	24.1	57.0	-1.0
宿	泊業,飲	食	サービ	ス業	9.2	5.8	11.6	73.7	2.4
生	活関連サー	- Ľ	ス業,娯	! 集 業	9.4	4.7	12.8	79.1	0.7
医	療	,	福	祉	10.6	3.8	15.4	85.0	1.3
そ		の	÷	他 1)	26.6	28.9	25.1	54.9	2.1

注:1) 「その他」とは、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」 「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「教育,学習支援業」、 「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。

^{2) 「}女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者(通常日1日の実労働時間が6時間以下の者)の割合

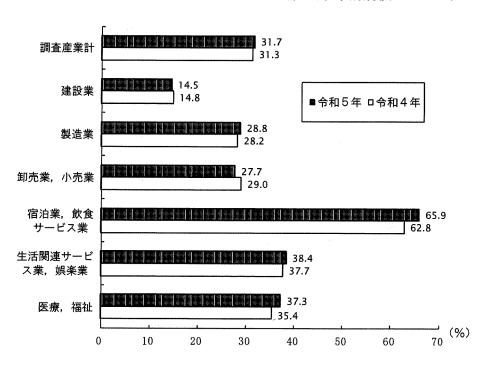
令和5年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.7%で前年より0.4ポイント上昇となった。

男女別にみると、男は 12.3%で前年より 0.4 ポイント低下となり、女は 45.6%で同 0.4 ポイント 上昇となった。

主な産業についてみると、「宿泊業,飲食サービス業」が 65.9%と最も高く、次いで「生活関連サービス業,娯楽業」が 38.4%、「医療,福祉」が 37.3%、「製造業」が 28.8%、「卸売業,小売業」が 27.7%、「建設業」が 14.5%となった。

また、年齢階級別にみると、19 歳以下が 81.0%と最も高く、20~29 歳が 23.8%と最も低くなっている。(第5図、第7表)

第5図 主な産業別短時間労働者の割合(事業所規模1~4人)



注:数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合

(事業所規模1~4人、調査産業計) 令和5年7月末日現在 計 女 年齢階級 前年差 前年差 前年差 % ポイント % ポイント % ポイント 年齢計 31.7 0.4 12.3 45.6 -0.40.4 19歳以下 81.0 3.7 67.9 -6.387.5 8.5 20~29歳 23.8 -0.415.7 -0.5 30.0 0.0 30~39歳 24.7 -0.36.9 -0.540.2 -0.140~49歳 28.8 0.5 6.0 -0.345.3 0.3 50~54歳 28.2 0.5 6.3 -0.441.8 0.6 55~59歳 30.6 1.0 8.3 1.0 43.4 0.6 60~64歳 32.8 0.2 10.2 -0.9 47.7 -0.165歳以上 45.9 0.7 28.4 -0.4 59.4 -0.1

注:数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

		短時間労働者の	割合(事業所規模)	~4人、調査産業計) 令和5年7月
都道府県		きまって支給する	通常日1日の	出勤日数	短時間労働者の割合 ¹⁾
10 担 / 10 元		現金給与額	実労働時間		
		円	時間	В	%
全 [国	203,956	6.8	19.1	31.7
北海道	首	209,828	6.9	20.2	30.2
	· 集	181,492	7.0	20.7	29.0
	F ∣	192,930	6.9	20.0	28.1
宮切	成	223,227	7.2	19.5	20.7
秋 日	Ħ	183,564	6.9	20.0	28.6
	影	189,593	7.0	20.4	28.3
	a	209,829	7.0	20.1	26.9
	成	197,770	6.9	19.1	31.3
	木	192,886	6.7	19.5	35.6
群	₹,	205,519	6.9	18.9	31.0
	E	224,835	6.9	19.5	30.0
十二	葉	206,916	6.8 of the	18.3	31.6
東京	京	229,557	6.9	18.3	29.8
	11	202,215	6.7	17.9	35.2
	舄	198,368	6.8	20.0	29.6
	Ц	197,193	6.7	19.6	32.3
		200,274	6.9	19.9	29.8
福。尹	#	192,988	6.7	18.7	35.0
	梨	201,700	6.8	19.4	32.9
	野	194,055	6.9	19.4	31.2
岐	₽ □	191,098	6.6	19.3	36.4
静	岡	209,485	6.9	19.4	32.7
愛知	和	210,105	6.7.	18.7	35.4
= =	Ē.	206,385	6.7	19.2	35.0
	貿	188,888	6.7	18.5	38.1
	都	213,552	6.8	18.9	31.8
	阪	223,577	6.8	18.5	30.4
	車	183,420	6.5	18.1	39.5
	良	185,236	6.7	18.4	33.8
	Ц	197,764	6.7	19.1	34.4
	又	185,633	6.8	19.8	30.0
	拫	191,096	6.9	19.2	29.6
	<u>П</u>	195,532	6.9	19.3	30.1
	島	205,745	6.9	19.4	30.8
		188,826	6.8	18.5	33.2
	島	186,443	6.9	19.5	32.3
		192,771	6.8	19.7	31.4
	爰	189,042	6.8	19.7	32.8
	知	184,980	6.9	19.9	30.9
	岡	209,536	7.0	19.5	29.2
	賀	185,011	6.7	19.5	34.0
	崎・	178,336	6.8	19.8	34.8
	本	194,687	7.0	19.5	26.4
大 经	分	177,841	6.9	19.0	31.8
	崎	198,357	7.0	19.9	28.8
	島	179,787	6.8	19.1	31.3
沖	縄	174,123	6.9	19.4	32.7

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、通常日1日の実労働時間、 出勤日数、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移(事業所規模1~4人、調査産業計)

年	きまって支給する 現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた 現金給与額 ²⁾		通常日1日の 実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者 の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比	JC 27 (59) NO [40]			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	H	%	円	%	時間	B	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	7.7	24.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	7.7	24.6	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	7.6	24.3	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	7.6	24.3	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	7.6	24.5	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	7.7	24.4	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	7.6	24.3	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	7.6	24.1	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	7.6	23.8	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9 ,	7.5	23.7	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	7.5	23.4	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	7.4	23.1	8.7	23.1
. 5	194,042	1.9	368,944	0.8	7.4	22.7	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	7.4	22.6	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	7.3	22.5	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	7.4	22.5	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	7.3	22.1	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	7.3	22.0	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	7.3	21.8	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	7.3	21.7	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	7.3	21.5	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	7.3	21.8	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	7.3	21.5	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	7.2	21.4	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	7.2	21.1	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	7.2	21.1	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	7.2	21.1	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	7.2	21.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	7.1	20.8	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	7.1	20.7	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	7.1	20.6	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	7.1	20.6	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	0.9	247,634	5.1	6.9	19.8	12.0	30.9
4) 2	-	-	_	-	-	-	_	_
3	199,902	-	253,157	-	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	1.6	258,268	2.0	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	0.4	261,317	1.2	6.8	19.1	12.6	31.7

注:1) 各年7月の数値である。

²⁾調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

³⁾ 各年7月末日現在の数値である。

⁴⁾令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、 事業所規模1~4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、 出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

毎月勤労統計調査特別調査イメージキャラクター 「とくちゃん」

